

函 環 政

令和 7 年 (2025 年) 2 月 5 日

北海道知事 鈴木 直道 様

函館市長 大 泉 潤

環境影響評価方法書に係る意見について (回答)

令和 6 年 (2024 年) 1 2 月 2 7 日付け環境第 9 4 4 号にて照会のあった標記の件について、当市としての意見等を別添のとおり回答します。

函館市環境部環境政策課

担当：沼田，山崎

電話：0138-85-8197



環境影響評価方法書に係る意見

1 総括的事項について

当市はゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を促進しており、本事業計画はこれに大きく寄与するものである。その一方で、本件は大規模な太陽光発電事業であるため、対象事業実施区域内およびその周辺の自然環境や住民の生活環境への影響が懸念されることから、調査、予測および評価に当たっては、専門家からの助言を受けるなど、最新の知見を取り入れた適切な手法で進め、環境影響の回避または低減の検討を行うこと。ただし、現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明を行って理解を得たうえで行うものとし、万が一、苦情等が申し立てられた場合には、申立人および関係機関の指導等に対して誠意をもって対応すること。

なお、当市では、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として、基本理念を定め、住民、事業者および市の責務を明らかにするため、平成11年に函館市環境基本条例を制定している。その中で事業者は、事業活動に伴って生ずる廃棄物等の適正な処理をはじめとして各種公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すると定めていることから、本事業計画および環境影響評価の実施にあたっては、本条例の理念に沿って行われることを強く要望する。

また、太陽光発電事業の実施に向けては、地域住民や関係団体等の理解が不可欠であることから、十分な説明を行い、説明会実施の求めがあった場合には適宜開催するなど、丁寧に理解を得るように努めること。

2 個別の環境要素について

(1) 大気環境の状況（大気質、騒音、振動、低周波など）

施設の稼働に伴う騒音および反射光について、近傍民家との高低差や樹林帯の存在を理由として、環境影響評価項目として選定しないこととしているが、対象事業実施区域周辺は静穏な地域のため、事業開始後に騒音や反射光（特に冬期間）について、選定しない理由の妥当性を検証することが望ましい。

また、騒音や反射光について、近隣の住民や事業者から不安や懸念が示された場合には、丁寧な説明を行うこと。

(2) 水環境の状況

対象事業実施区域は水道取水施設の上流部にあたることから、汚濁水等の管理には十分な注意が必要な地域であることに加え、周辺を流れる汐泊川が流入する海域には、共同漁業権および区画漁業権が設定され、コンブ養殖漁業が大

規模に営まれているほか、天然コンブ等の浅海資源が豊富に存する好漁場であることから、汚濁水や土砂、除草剤等の薬品の河川流入等の影響が生じないように、調査および対策を実施すること。

また、既存の排水貯留施設の保全に努めること。

(3) 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況

専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避または極力低減すること。

(4) 廃棄物

一部の太陽光パネルには有害な化学物質が含まれるとされているが、本事業計画で使用する太陽光パネルは、含有化学物質（鉛・カドミウム・ヒ素・セレン）が、「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」で定められている含有率基準値未満のものとしていることから、その内容について近隣の住民や事業者の説明し、不安の払拭に努めること。

なお、事業終了後に太陽光パネル等を撤去する際は、撤去時の関係法令等を遵守し適正に処理すること。

(5) 土地の安定性

対象事業実施区域の周辺に民家や土砂災害警戒区域が存在していることから、設置工事中および設置後において、土砂災害に対する安全が十分に守られるよう、調査を行い事業を進めること。

(6) その他

対象事業実施区域には、事業実施にあたって届出等が必要となる土地を含んでいることから、これらについて遺漏なきよう進めること。